

「野外炊事研修」実施要領

国立江田島青少年交流の家

1 内容

自然の中でグループで協力し食事をつくり、楽しく食事をする。

2 ねらい

- ・自然の中で楽しく野外炊事をし、仲間との親睦を図る。
- ・作業を分担することにより、主体性を育てるとともに、協調性、思いやりの心を育てる。
- ・水、洗剤の使用量やゴミの排出量等を考えることにより環境問題への関心を高める。

3 対象者

小学校第4学年以上とする。

ただし、保護者又は責任の持てる引率者と組んで活動する場合は第3学年以下も可能とする。

4 人数及び場所

(1) 10人から最大200人まで

100人以上の場合は、第1・第2野外炊事場の2か所に分かれての実施。

1グループ8人以内でかまど1基を使うことを基本とする。

※9人以下での実施は不可とする。

①第1野外炊事場：かまど12基、屋根付

最大100人（12グループ）

②第2野外炊事場：かまど12基、屋根付

最大100人（12グループ）

(2) 他団体と活動が重複する場合は交流の家で調整する。



第1野外炊事場



第2野外炊事場

※配置図は別紙「参考資料」参照

5 実施時期、時間

(1) 実施時期 3～12月

(2) 時間 3～4時間

①開始時間の目安

ア 朝食7時00分～ イ 昼食10時00分～ ウ 夕食14時30分～

②後片付け終了後、交流の家職員（以下「職員」）が野外炊事用具等の点検を行う。特に夕食については、遅くとも18時00分までに点検が開始できるようにする。遅くなった場合は、翌日、交流の家が指定した時間（9時以降）での点検となる。

6 野外炊事メニューおよび料金…利用ガイドブック参照

※令和6年度より「体験活動費」が別途必要となります。

2週間前までに、野外炊事メニューをレストランに注文する。（食材、飲み物の持ち込みは不可）
気象条件（台風の接近等）により、交流の家が特に野外炊事に不適切と判断し実施が不可となった場合、野外炊事メニューをレストラン食に変更できる。（食事代金は野外炊事実施時の金額と同額とする。）

【体験活動費】

野外活動をするもの1人当たり1回 100円

ただし、引率者や見学者からは徴収しません。

（各研修プログラムの実施届に記載された人数によって、費用を算出します。）

7 準備物

- (1) 個人 活動に適した服装（長袖，長ズボン） 運動靴 タオル 軍手（綿 100%）
帽子
- (2) 引率者 マッチ等（点火用） 新聞紙等（点火用） 布巾（食器拭き用）
雑巾（テーブル拭き用）排水口用ネット（直径約 10 cm，浅型）…第 1 野炊場
三角コーナー用ネット…第 2 野炊場 救急バッグ（貸出可）
割りばし スプーン 紙皿
（必要に応じて）
うちわ 着火剤 レジャーシート
1L 牛乳パック（カートンドックを調理する場合）

食器類の貸出しはしていないので、
各団体で持参すること。

- (3) 交流の家から貸し出す用具

【すべてのメニューに必要な物品】

野外炊事用具セット（1セット最大 10 人用）

まな板 (2)，包丁 (2)，ご飯釜，鍋
ボール，ざる，おたま，ピーラー，
亀の子たわし，ナイロンたわし (2)
スポンジたわし (2)，



火ばさみ 金バケツ バケツ

ナタ（引率者が使用する場合も，職員による事前指導が必須です）

- (4) レストラン

食材（グループ毎に分けたもの） 液体洗剤 液体クレンザー ゴミ袋
レシピ（調理方法） 薪 炭

*薪および炭は持ち込み可（1グループあたりの使用の目安：薪…1束，炭…3キロ）
ただし，持ち込んだ薪については安全管理上，巻き割り実施不可とする。

8 指導・安全管理

- (1) 活動は「野外炊事」プログラムをもとに，団体が野外炊事の指導・安全管理等を行う。
- (2) 緊急の場合は，団体は携帯電話で交流の家に連絡する。

9 展 開

- (1) 「野外炊事研修実施届」「物品利用希望書」の提出

団体代表者は必要事項を記入し，利用の 10 日前までに交流の家へ提出をする。

- (2) 職員と団体代表者の打ち合わせ（活動実施前）

- ①団体から提出された「野外炊事研修実施届」「物品利用希望書」の変更の有無を聴取し，変更がある場合は修正する。また，貸出希望物品について確認をする。
- ②「野外炊事」プログラムをもとに研修の実施方法，安全管理等を説明する。
- ③「片付けチェックシート」をもとに職員による点検時の留意事項および点検時間を確認する。
- ④団体代表者は「片付けチェックシート」をもとに点検し，その後，事務室へ携帯電話等で連絡することを確認する。

- (3) 事前指導

集合場所…つどいの広場（雨天時：ピロティ）

（団体代表者）

- ①グループ毎に整列させ，健康観察を行う。
- ②目的および役割分担等を確認する。

～1グループの役割分担例～ [人数, メニュー等を考慮し, 計画をする。]

	食材班 (3人程度)	食器班 (3人程度)	火おこし班 (3人程度)
準備・調理	食材等をレストランに取りに行く。 (必ず引率者1名も同行)	つどいの広場から野外炊事場へ移動する。	薪や炭を野外炊事場へ運ぶ。(薪や炭をレストランに注文していればレストランに取りに行く)
	野外炊事場へ移動する。	・野外炊事場倉庫から必要物品を受け取る。 ・貸出物品の過不足, 破損等がないか確認する。	野外炊事場へ移動する。
	食材(野菜やフルーツ等)を洗う。	食器類・調理用具を洗い, アルコール消毒をする。	炊きつけ用の薪を用意する。 <u>(ナタを使用する場合は, 職員による指導が必須です。)</u>
	野菜等を切る。	お米を研ぐ。	薪を組み, 火おこしの準備をする。
	鍋に入れ, かまどで調理をする。	ご飯釜に入れ, かまどでお米を炊く。	かまどで火をおこす。
	食事をする場所の準備をする。		火加減の調節を行う。
会食	楽しく食事をする。		
後片付け	※団体代表者による説明, 役割分担の確認		
	まな板・包丁・鍋・ご飯釜等, 調理用具を洗う。	持参したスプーン等を洗う	・かまどに残った灰を, 金バケツを使って灰捨て場に捨てに行く。 ・かまどおよびかまど周辺をほうきで掃き, きれいにする。 (かまどの鉄の網は立てない。)
	生ゴミ等を回収し, 流しをきれいにする。	・食器類・調理用具の水気を布巾で取り, アルコール消毒をする。 ・貸出物品の過不足, 破損等がないか確認する。	
テーブル・炊事場の床をきれいにする			
点検	①団体代表者は点検を受けられる状態か確認を行う。(確認後, 事務室へ点検の依頼をする。)		
	②団体代表者は職員による点検を受ける。(不十分な場合は, 再度, 洗浄や清掃を行う。)		
	レストランからの借用物品を返却する。	野外炊事場倉庫からの借用物品を返却する。	ゴミをゴミ置き場に持っていく。

(4) つどいの広場(雨天時:ピロティ)出発

- ①団体代表者は, 活動の開始を事務室に連絡する。
- ②各グループの食器班は, 野外炊事場へ移動する。
- ③各グループの食材班は, 引率者1名とともにレストランに行き, レストラン職員より説明を受けた後, 食材等を野外炊事場へ運ぶ。
- ④各グループの火おこし班は薪や炭を野外炊事場へ運ぶ。なお, 注文している場合は, ③の食材班とともにレストランに行き, 薪や炭を受け取り, 野外炊事場へ運ぶ。
- ⑤食材, 薪, 炭等の運搬にリヤカーの貸出しを希望する場合は, 事務室へ連絡し借り受ける。

(5) 野外炊事場到着

各グループの食器班は職員の立会いのもと, 倉庫から貸出物品を運び出し, 貸出物品の過不足・破損等の有無を確認し, その状況を職員に報告する。

(6) 団体代表者による全体指導

①安全管理上の注意事項を説明する。

ア 食中毒の防止について

- ・調理開始前やトイレ使用後は手を石鹸で丁寧に洗う。
- ・野外炊事用具は使用前に洗い、アルコール消毒をする。
- ・野菜やフルーツは丁寧に洗う。
- ・食材ごとに包丁やまな板を丁寧に洗う。
- ・調理の際にはよく加熱し、調理後は早めに食べる。

イ 刃物の取り扱いについて

- ・刃物を使うときは周囲に気を配り、取り扱いに十分注意する。

(ナタを使用する場合は、職員による事前指導が必須です) 別紙「参考資料」を参照

ウ やけどの防止について

- ・かまどで火をおこす人は軍手を必ず着用する。
- ・加熱直後のご飯釜や鍋は非常に高温になるため、持ち運びには十分注意する。
(皮手袋着用)
- ・後片付けの際、かまどの灰は、金バケツに取り「灰捨て場」(9(8)① 参照)に捨てる。燃え残った薪がある場合には、燃え尽き灰になるのを待ってから捨てる。
※食事前に各かまどの中央に燃え残った薪を集めておくと、食事中に灰となり片付けやすい。

エ その他

- ・健康状態に十分配慮し、体調不良者(特に腹痛・下痢のある者)は調理を控える。
- ・引率者の指示に従い、悪ふざけや勝手な行動は絶対しない。
- ・体調が悪くなったら早めに活動をやめ、引率者に連絡をする。
- ・かまどの周囲には燃えやすい物を置かず、火災に十分注意をして実施する。
- ・かまどには絶対に水をかけない。
- ・かまどの重い鉄網はそのままの状態です掃除する。(立てかけない)

②ゴミの分別方法を説明する。

○一般のゴミ

生ゴミ(残飯含む)、紙くず、ペットボトルのふた・ラベル、プラスチック類、布類、ビニール等
→一般のゴミはレストランから配布されたゴミ袋にすべてまとめて入れる。

○飲み物容器(ペットボトル、空き缶 等)

→中を軽く水ですすぎ、飲み物が入っていたダンボールまたは袋に入れる。

○薪を束ねている針金

→薪をレストランで購入した場合は、針金をレストランへ返却する。
針金を外していない未使用の薪束は、レストランへ返品することができる。

(7) 野外炊事開始

グループ毎に役割分担をもとに、研修を開始する。(9(3)②役割分担例を参照)

(8) 後片付け

①グループ毎に「片付けチェックシート」をもとに協力して行う。別紙「参考資料」を参照

<掃除道具（ほうきやスコップ等）置き場>



第1 野外炊事場



第2 野外炊事場

<灰捨て場>



第1 野外炊事場



第2 野外炊事

灰捨て場はホースまたはバケツで水をかけ、手をかざして熱がないか必ず最終確認する。

- ②団体代表者は後片付けの最終確認後、事務室へ携帯電話で連絡し点検を依頼する。
- ③職員による点検を受ける。
- ④借用物品を返却（倉庫およびレストラン）する。
- ⑤ゴミを所定のゴミ置き場（図4）へ持っていく。

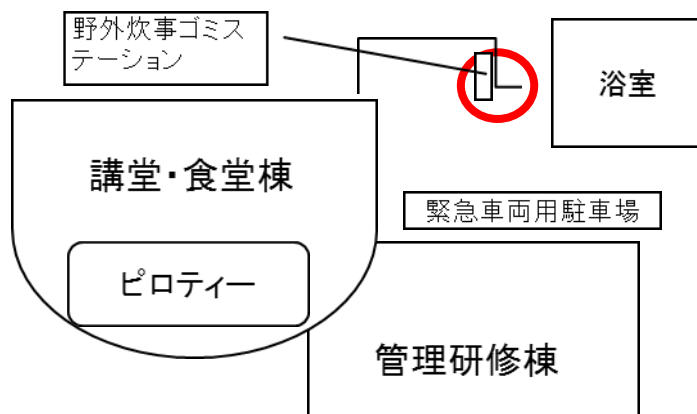


図4

(9) 団体代表者による事後指導

- ①つどいの広場またはピロティにグループ毎に整列させ、健康観察を行う。
- ②研修のまとめを行い、解散する。
- ③交流の家（事務室）に「野外炊事」が終わったことを報告する。

10 連絡先

国立江田島青少年交流の家 0823-42-0660（代表）
0823-42-0661（プログラム担当係）
0823-42-0663（夜間）